

人権侵害を防止し、問題が発生した場合に迅速かつ適切な措置を行うための組織の一つとして、ハラスメント相談窓口を設けています。

人権侵害とは個人の持つ人間としての権利を侵害することです。他の学生や教職員の言動により人間としての尊厳を傷つけられ、不快に感じるという場合、具体的には名誉や信用に関すること（一般的には「誹謗＝悪口」）、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、いじめ等といったことがこれにあたります。人権に関して不快に感じるがあった場合には我慢することなく相談してください。

1. ハラスメントとは

- (1) セクシュアル・ハラスメント：相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育、研究または就業環境を悪化させること。
- (2) アカデミック・ハラスメント：教育・研究の場における地位または権力を濫用して行う不適切な言動、指導または待遇により、相手方に精神的苦痛を与え、学習・研究意欲を低下させ、または学習・研究環境を悪化させること。
- (3) パワー・ハラスメント：職場における地位または権力を濫用して行う不適切な言動、指導または待遇により、相手方に精神的苦痛を与え、就労意欲を低下させ、または労働環境を悪化させること。
- (4) ジェンダー・ハラスメント：性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、教育・研究、学習および労働環境を悪化させること。
- (5) SOGI ハラスメント：性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などによって精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。
- (6) その他のハラスメント：(1)～(5)以外の不適切な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与えるもの。

行為者が意識していなくても受け手が不快とを感じる場合はハラスメントになります。一人で悩んだり我慢したりしないで相談してください。

<ハラスメント相談窓口>

まず、学内に掲示しているハラスメント相談員へ相談もしくは consult@sbctmu.ac.jp へメール送信してください。

被害にあった場合には、その内容、日付、時間等を詳しく書き留め、相談するときに持参してください。相談の内容、相談者や協力者の名誉・プライバシーは堅く守られます。

ハラスメント相談の流れ

